

# 基本手当等関係資料 (補足資料)

# 基本手当関係

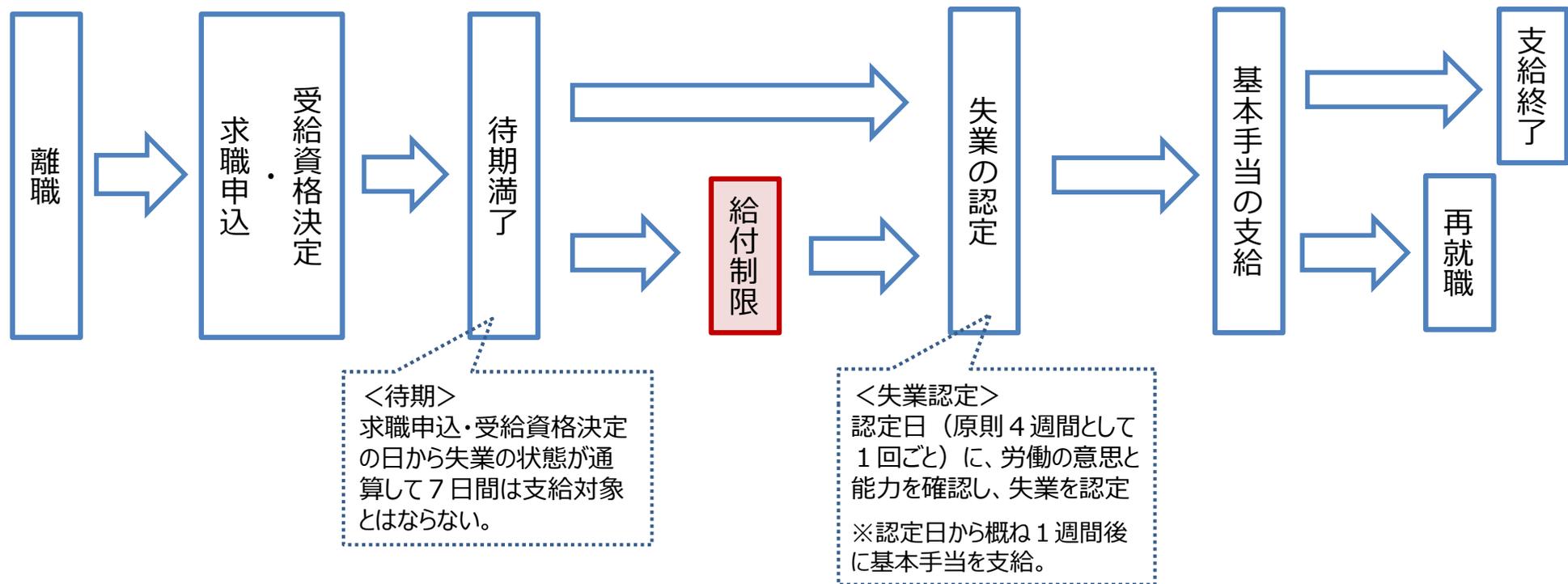
# 自己都合離職者に係る基本手当の給付制限の概要

○ 正当な理由がなく自己の都合により離職した者は、待期満了の翌日から2ヶ月間（5年以内に2回を超える場合は3か月）は、求職者給付（基本手当）が支給されない（給付制限）。

※ 1 公共職業安定所長の受講指示を受けて公共職業訓練等の受講を開始した場合、給付制限が解除され、基本手当の受給が可能。

※ 2 給付制限期間中に再就職した場合でも再就職手当の受給は可能。

## 【基本手当の受給手続の流れ】



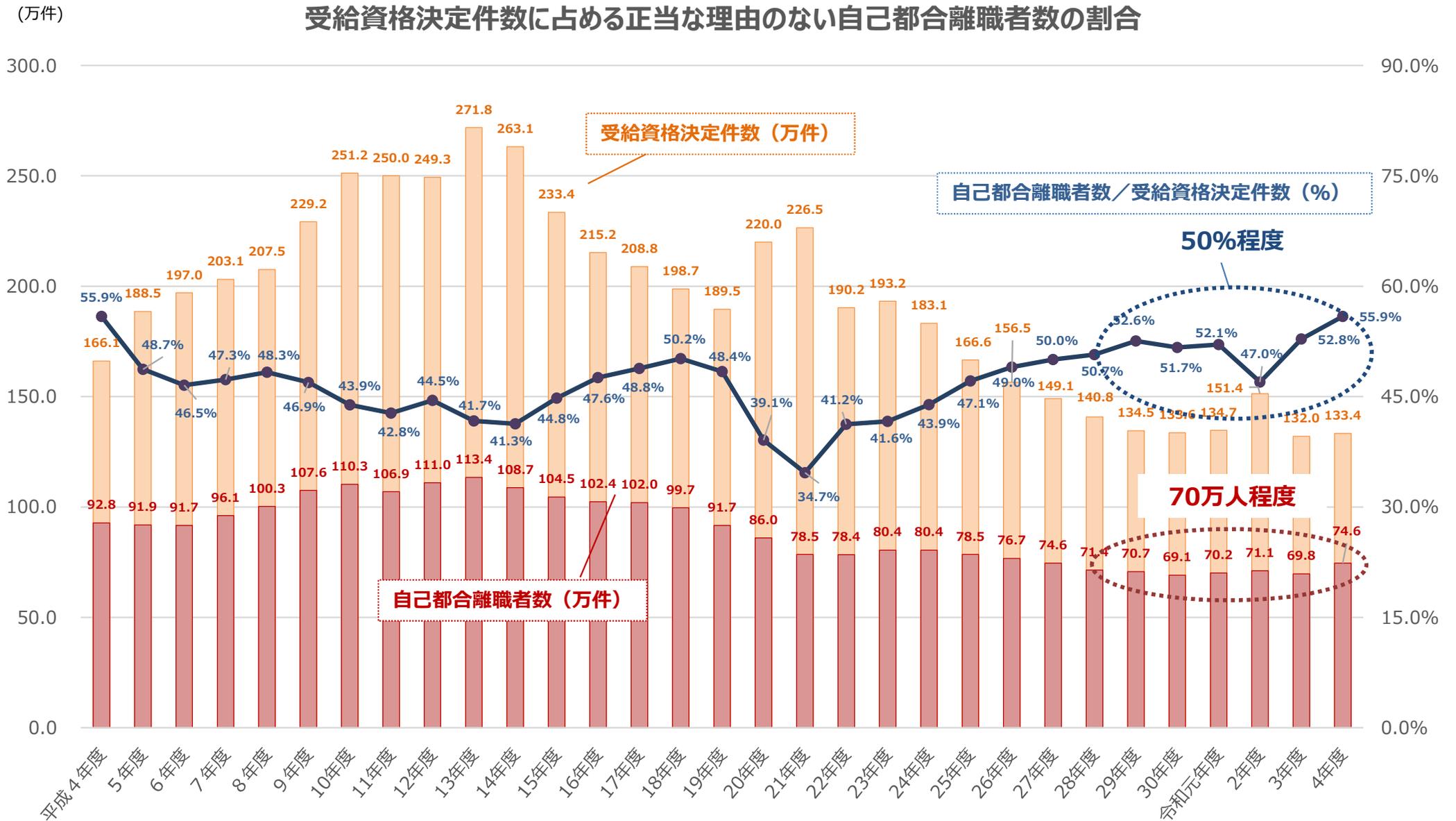
## <給付制限の考え方>

○ 雇用保険の求職者給付（基本手当）は、倒産・解雇など自らの意思によらない失業に対して給付を行うことが基本。

○ ①自らの意思により離職する者をそうでない者と同様に取り扱うことは、基本手当を受給することを目的として離職する者の発生を助長しかねないこと、②離職前に求職活動中の生活設計を立て得るなど、解雇等のために急に収入の途絶えた者とは生活保障の必要性が相当異なることなどから、正当な理由のない自己都合離職の場合について給付制限の制度が設けられている。

# 自己都合離職者数の推移（年度別）

○ 近年、雇用保険の受給資格決定を受けた自己都合離職者数は70万人程度、受給資格決定件数に占める自己都合離職者数の割合は50%前後で推移している。

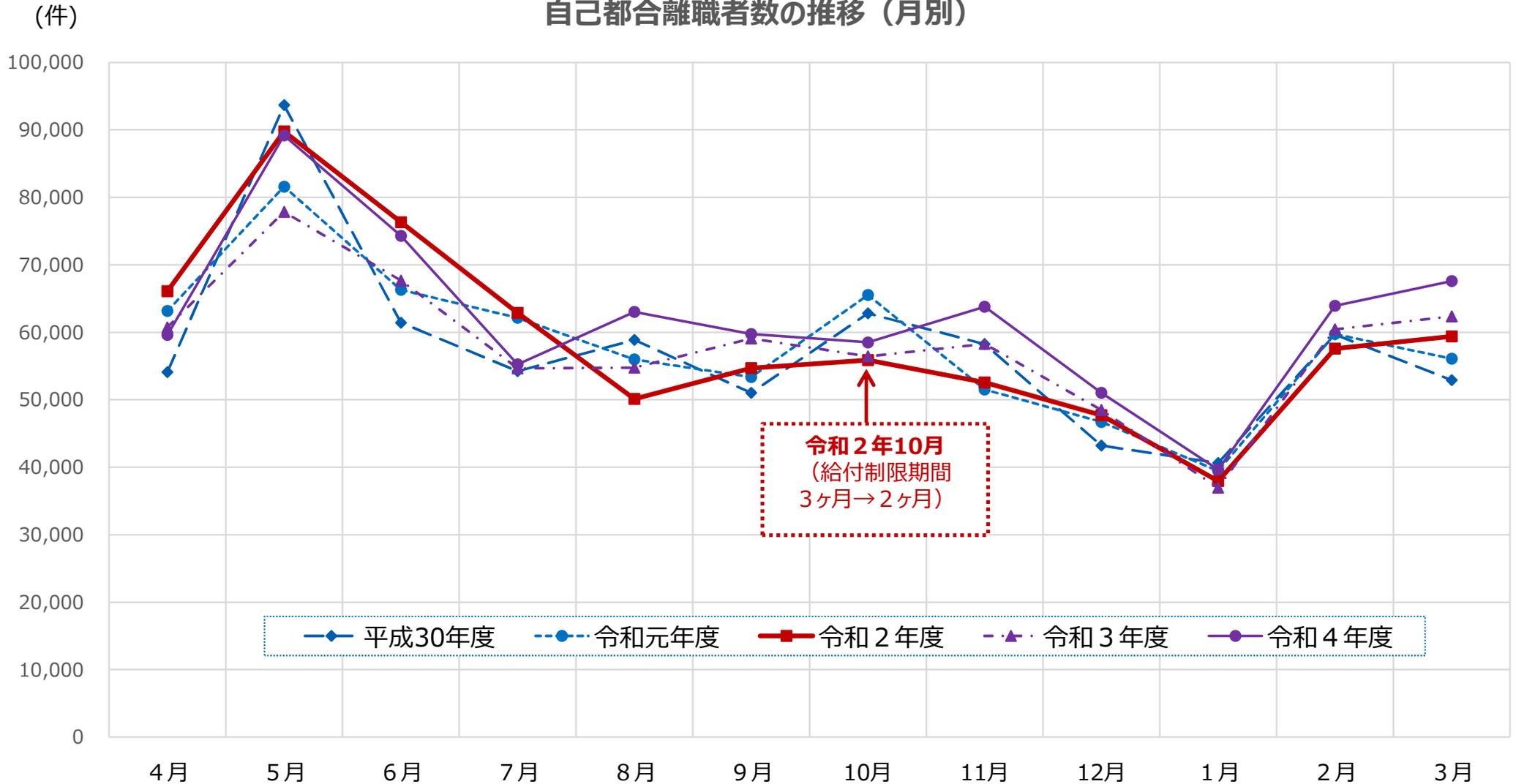


(注) 自己都合離職者数は、受給資格の決定を受けた者のうち、正当な理由がなく自己の都合により離職した者の数。ただし、待期間中に再就職した者は除外している。

# 自己都合離職者数の推移（月別）

○ 雇用保険の受給資格決定を受けた自己都合離職者数（月別）の推移を見ると、給付制限期間を3ヶ月から2ヶ月に短縮した令和2年10月の前後で比較して、傾向に大きな変化は見られない。

## 自己都合離職者数の推移（月別）

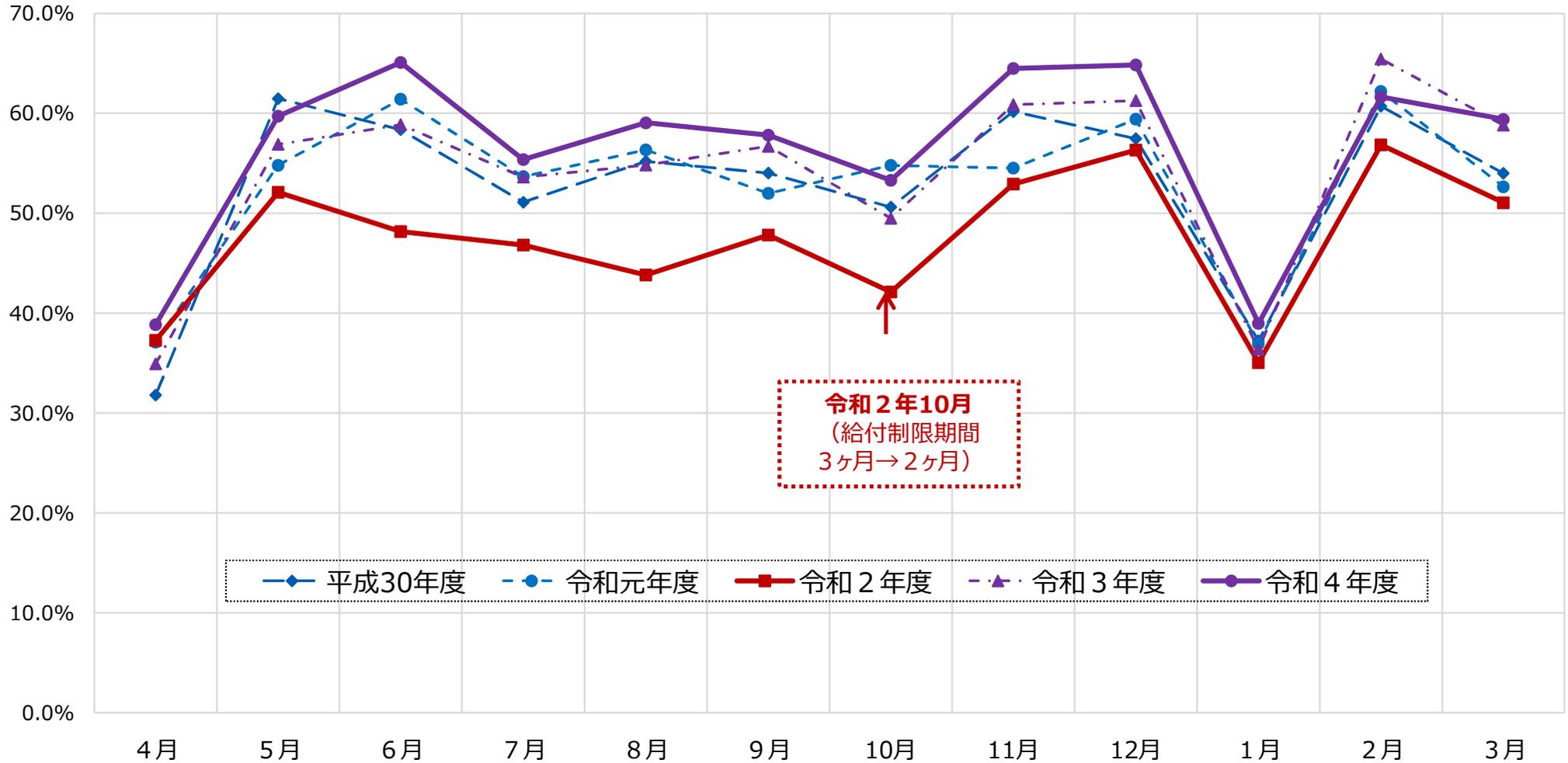


(注) 自己都合離職者数は、受給資格の決定を受けた者のうち、正当な理由がなく自己の都合により離職した者の数。ただし、待期間中に再就職した者は除外している。

# 受給資格決定者数に占める自己都合離職者数の割合の推移（月別）

○ 受給資格決定者数に占める自己都合離職者数の割合（月別）は、受給資格決定者数の増加に伴い令和2年度は年度を通してやや低くなっているものの、給付制限期間を3ヶ月から2ヶ月に短縮した令和2年10月の前後で比較して、傾向に大きな変化は見られない。

## 受給資格決定者数に占める自己都合離職者数の割合



(注) 自己都合離職者数は、受給資格の決定を受けた者のうち、正当な理由がなく自己の都合により離職した者の数。ただし、待期間中に再就職した者は除外している。

# 一定期間に複数回自己都合で離職した者の状況

- 平成29年10月及び令和2年10月に受給資格決定した自己都合離職者のうち、2年以内に2回以上自己都合離職者として受給資格決定した者の割合はいずれも1%程度となっており、給付制限期間の短縮前後で大きな変化は見られない。

## 令和2年10月及び平成29年10月に受給資格決定した自己都合離職者のうち、再度自己都合離職者として受給資格決定した件数・割合

### 【令和2年10月】 ※給付制限期間2ヶ月間（5年以内に2回を超える場合は3か月）

令和2年10月1日～10月31日に 自己都合離職者として受給資格決定した件数	うち令和4年9月末までに 再度、自己都合離職者として受給資格決定した件数
45,852件	434件（0.95%）

### 【平成29年10月】 ※給付制限期間3ヶ月間

平成29年10月1日～10月31日に 自己都合離職者として受給資格決定した件数	うち令和元年10月末までに 再度、自己都合離職者として受給資格決定した件数
59,318件	643件（1.08%）

（注1）平成29年10月及び令和2年10月に受給資格決定を行い、正当な理由のない自己都合離職により給付制限を受けた者について、再受給の状況を特別に調査したもの。

（注2）表中の括弧内は、該当期間の受給資格決定件数に占める割合。

## 基本手当の支給額を遡減させている国の例

	フランス	イタリア	スペイン	オランダ
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給額は、被保険者の離職前賃金※<sup>1</sup>に基づいて計算した場合の、いずれかの高額な方の額を給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 離職前賃金日額の40.4%+12.47ユーロ</li> <li>➤ 離職前賃金日額の57%</li> </ul> </li> </ul> <p>※<sup>1</sup> 離職前4ヶ月間（53歳以上は36ヶ月間）の賃金（1ヶ月当たり14,664ユーロが上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>183日目以降、1日当たり87.65ユーロを超える部分は30%減額※<sup>2</sup></li> </ul> <p>※<sup>2</sup> 57歳を超える者は減額なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上限額は離職前賃金日額の75%</li> <li>支給期間は、最低182日間で、被保険者期間に応じて増加。上限日数は年齢により異なる※<sup>3</sup>。</li> </ul> <p>※<sup>3</sup> 53才未満：730日 53、54歳：913日 55歳以上：1,095日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最初の5ヶ月間（150日）は、被保険者の離職前賃金※<sup>1</sup>の1,352.19ユーロまでは75%、これを超える部分は25%を給付</li> </ul> <p>※<sup>1</sup> 4年間の平均月収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6ヶ月目（151日目）以降、1ヶ月ごとに3%ずつ減額※<sup>2</sup></li> </ul> <p>※<sup>2</sup> 55歳以上の場合は8ヶ月目（211日目）以降に減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上限額は1ヶ月当たり1,470.99ユーロ</li> <li>支給期間は、離職前4年間に保険料を拠出した週の半分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最初の180日間は被保険者の離職前賃金※の70%を給付</li> </ul> <p>※ 180日間の賃金の平均</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>181日目以降は被保険者の過去6ヶ月間の平均収入の50%を給付</li> <li>上限額は養っている子どもの有無と数によって異なる。（養っている子どもがない場合、1ヶ月当たり1,225ユーロ）</li> <li>支給期間は、過去6年間の保険料拠出期間の長さに応じて4か月から2年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最初の2ヶ月間は被保険者の離職前賃金※の75%を給付</li> </ul> <p>※ 12ヶ月間の平均の賃金日額（256.54ユーロが上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3ヶ月目以降は被保険者の最後の収入の70%を給付</li> <li>支給期間は3ヶ月間だが、最低208時間以上賃金を得て働いた年が、失業前5年間のうち4年以上あれば、最長で24ヶ月間まで勤続年数に応じて期間が延長</li> </ul>

## 1. 総論

### （4）雇用のセーフティネットとしての雇用保険制度の在り方

#### ③現行の適用対象労働者への影響

（略）

- （略）また、（賃金日額の）上限額は毎月勤労統計調査により自動的に改定されているが、統計は後から修正することもあり得るものであり、それに応じて給付額も修正するとかなりの事務的な負担・コストが生じる点は見直す必要があるのではないか。

# 基本手当の賃金日額の上下限額等の変更に関する規定

## ○雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額

（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として**厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額**をいう。以下同じ。）が平成二十七年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

平均定期給与額の4月分から翌年3月分までの各月分の合計額を12で除して得た額

2～4 （略）

## ○ 令和5年8月1日以後の基本手当の賃金日額の上下限等の変更に応じた「比率」

	令和3年度平均定期給与額	令和4年度平均定期給与額
4月	342,960円	348,792円
5月	336,915円	342,109円
6月	339,293円	344,985円
7月	340,520円	345,018円
8月	337,835円	343,897円
9月	339,143円	345,727円
10月	341,789円	348,004円
11月	341,585円	348,294円
12月	342,277円	348,351円
1月	340,336円	345,096円
2月	341,518円	345,789円
3月	345,462円	349,274円
年度平均	340,803円 (A)	346,278円 (B)

各月の合計額

12

346,278円(B)  
340,803円(A)



比率: 1.606574477465%

【参考】

公的年金制度においても、年金額は賃金や物価の変動に応じて毎年度改定されている。  
(p.11参照)

# 基本手当の賃金日額の上下限・給付率の自動変更

## 令和5年8月1日変更前後の基本手当の賃金日額の上下限・給付率

○基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の最高額、最低額等について、毎月勤労統計における労働者の平均給与額の変動に応じて変更しているが、これにより変更した最低額が、最低賃金日額（地域別最低賃金の全国加重平均額に20を乗じて7で除して得た額）を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされている。

### ○賃金日額の下限額

$$2,657\text{円 (R4.8～適用分)} \times 1.01606574477465 = 2,700\text{円 (①)}$$

$$961\text{円 (R5年度最低賃金全国加重平均額)} \times 20 \div 7 = 2,746\text{円 (②)}$$

①と②を比較して、①が下回るため、②の2,746円が下限額となる。

### ○賃金日額の屈折点（80%の屈折点）

$$5,030\text{円 (R4.8～適用分)} \times 1.01606574477465 = 5,111\text{円}$$

一の位を四捨五入して、5,110円

### ○賃金日額の屈折点（50%の屈折点）

$$12,380\text{円 (R4.8～適用分)} \times 1.01606574477465 = 12,579\text{円}$$

一の位を四捨五入して、12,580円

### ○賃金日額の上限額（30歳未満の場合）

$$13,670\text{円 (R4.8～適用分)} \times 1.01606574477465 = 13,890\text{円}$$

一の位を四捨五入して、13,890円

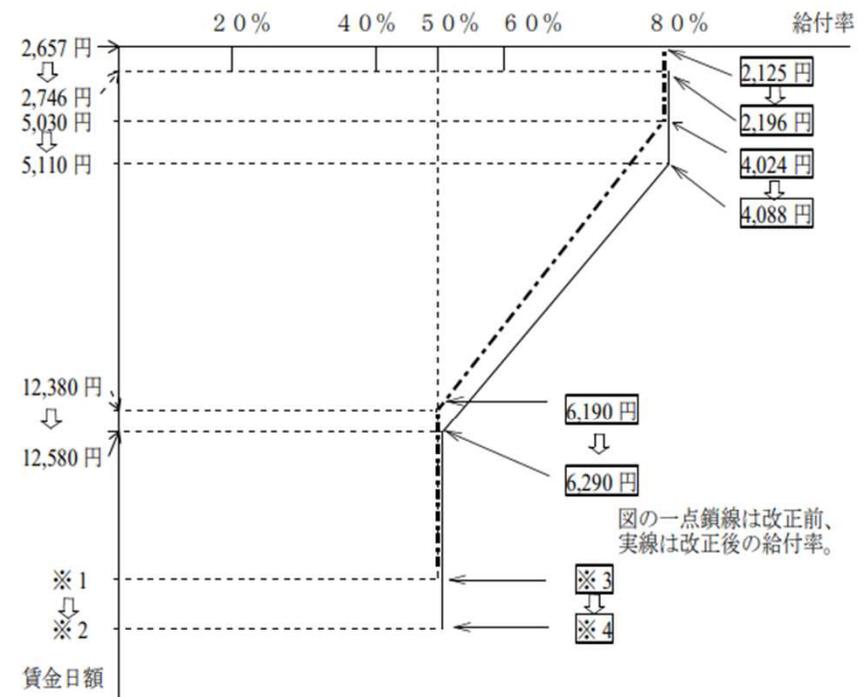
(参考)

・高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額

$$364,595\text{円 (R4.8～適用分)} \times 1.01606574477465 = \underline{370,452\text{円}}$$

① 60歳未満の受給資格者に係る給付率

\* 右側の口数値は、基本手当日額



(注) ※1及び※2の賃金日額の上限額並びに※3及び※4の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	賃金日額 ※2	基本手当 日額※3	基本手当 日額※4
30歳未満	13,670円	13,890円	6,835円	6,945円
30歳以上45歳未満	15,190円	15,430円	7,595円	7,715円
45歳以上60歳未満	16,710円	16,980円	8,355円	8,490円

# (参考) 令和5年度の年金額の改定 (スライド) について

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっている。名目賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、新規裁定者（67歳以下）は名目賃金変動率を、既裁定者（68歳以上）は物価変動率を用いて改定する。
- この結果、令和5年度の年金額は、新規裁定者（昭和31年4月2日以後に生まれた方）は令和4年度から+2.2%の増額改定となり、既裁定者（昭和31年4月1日以前に生まれた方）は令和4年度から+1.9%の増額改定となる。

## (1) 物価変動率・賃金変動率

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

物価変動率

**【+2.5%】**

2~4年度前(直近3年度平均)の实质賃金変動率

+ **【+0.3%】** (令和元~令和3年度平均実績値)

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

名目賃金変動率

**【+2.8%】**

## (2) マクロ経済スライドによる調整 **【▲0.6%】**

**【▲0.6%】** = 令和5年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)

+ 令和4年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.2%)  
+ 令和3年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.1%)  
キャリアオーバー分による調整

既裁定者  
(68歳以上)

年金額改定率 **【+1.9%】**

新規裁定者  
(67歳以下)

年金額改定率 **【+2.2%】**

【参考: 令和5年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額(国民年金)の例】

780,900円(基準額・年額) × (0.996(令和4年度改定率) × **1.022**) ÷ 795,000円(令和5年度・年額)

※ 法令の規定により、年金額に50円以上100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げ

暫定措置関係

# 失業等給付に係る暫定措置

- リーマンショック時に創設した失業等給付の暫定措置について、平成29年の雇用保険法改正により引き続き暫定措置とされたものの期限が令和6年度末までとなっている。

## 平成28年度末までの暫定措置の内容

1. 解雇・倒産等により離職した者等のうち、次のいずれかに該当し、就職が困難であると認められた者については、通常の所定給付日数に加え、60日間延長。
  - (1)45歳未満の求職者のうち、安定した就業の経験が少なく、離転職を繰り返している者
  - (2)雇用情勢の悪い地域に居住する者
  - (3)公共職業安定所長が、特に再就職のための個別支援を行う必要があると認められた者（災害により離職した者、難病・発達障害の者等）
2. 雇止め等により離職した者については、通常は一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、解雇・倒産等により離職した者と同じ給付日数（90～330日）に拡充。

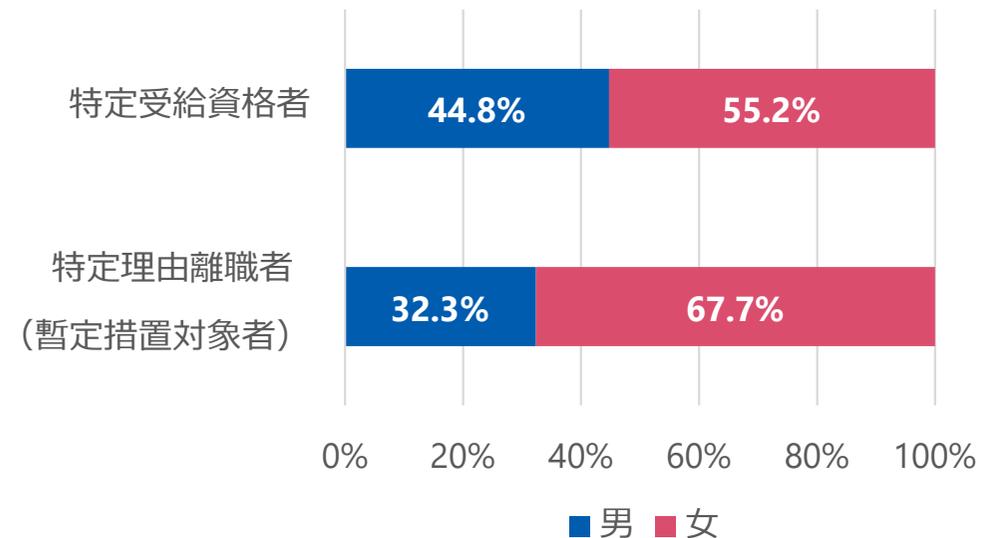
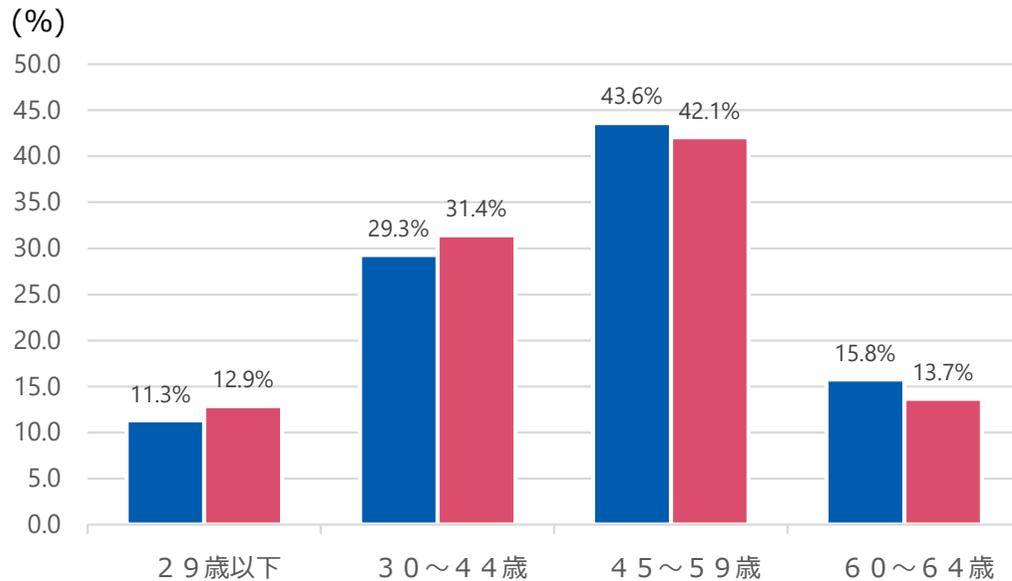
## 平成29年改正法による対応

- 暫定措置を終了する一方で、以下の措置を行う。
  - ① 雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施。（令和4年改正で3年間延長）  
  
また、災害により離職した者の給付日数を原則60日（最大120日）延長できることとし、震災時の機動的な対応を可能にする。
  - ② 倒産・解雇等により離職した者のうち、心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者の給付日数を60日延長できることとし、難病、発達障害の者等の治療と求職活動の両立を支援する。
  - ③ 雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施。（令和4年改正で3年間延長）

# 暫定措置の対象となる特定理由離職者の状況（男女別年齢階級別割合）

- 年齢階級別の割合は、特定受給資格者と特定理由離職者（暫定措置対象者）とでほぼ変わらない。
- 性別の割合は、特定理由離職者（暫定措置対象者）の方が特定受給資格者よりも女性の割合が高い。

	特定受給資格者			特定理由離職者 (暫定措置対象者)		
	計	男	女	計	男	女
初回受給者数	100.0%	44.8%	55.2%	100.0%	32.3%	67.7%
29歳以下	11.6%	4.8%	6.8%	12.9%	4.6%	8.3%
30～44歳	29.7%	12.6%	17.1%	31.4%	9.4%	22.0%
45～59歳	43.3%	19.1%	24.3%	42.1%	11.0%	31.0%
60～64歳	15.4%	8.3%	7.1%	13.7%	7.3%	6.4%



■ 特定受給資格者 ■ 特定理由離職者（暫定措置対象者）

(注1) 令和4年度の数値であり、速報値であるため、変動があり得る。

(注2) 就職困難者は除く。

(注3) 特定受給資格者については、特定理由離職者(暫定措置対象者)を含んでいる。

# 地域指定の推移

## 【指定地域数】

(個別延長給付)

平成21年度

35労働局

平成22年度

35労働局

平成23年度

30労働局

指定地域区分の変更(安定所単位へ)

平成24年度

33労働局  
260安定所

平成25年度

34労働局  
257安定所

要件の厳格化(リーマンショック時を基準)

平成26年度

19労働局  
66安定所

平成27年度

14労働局  
35安定所

(個別延長給付)

平成28年度

8労働局  
18安定所

制度改正(地域延長給付へ改称。ベッドタウン要件追加)

平成29年度

2労働局  
2安定所  
北海道:紋別  
青森:五所川原

平成30年度

2労働局  
2安定所  
北海道:紋別  
青森:五所川原

令和元年度

1労働局  
1安定所  
青森:五所川原

令和2年度

3労働局  
4安定所  
青森:五所川原  
福岡:行橋  
沖縄:沖縄、那覇

令和3年度

5労働局  
7安定所  
北海道:千歳、青森:むつ、五所川原  
大阪:泉佐野、河内長野、高知:いの  
沖縄:沖縄

令和4年度

2労働局  
2安定所  
青森:五所川原  
高知:いの

令和5年度

3労働局  
3安定所  
青森:五所川原  
高知:いの  
福岡:福岡西  
※令和5年10月指定時点

# 地域延長給付・広域延長給付・個別延長給付の概要

	地域延長給付	広域延長給付	個別延長給付
概要	雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を延長	雇用状況等から居住地域内での求職者の就業が困難であるため、公共職業安定所等が広域職業紹介活動を行う地域の中で、基準に照らして必要があると認める地域において、受給資格者に対して所定給付日数を延長	難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を延長
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次のいずれにも該当する求職者</li> <li>・就職困難な者以外の特定受給資格者又は特定理由離職者（期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がない者に限る。）</li> <li>・雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者</li> <li>・公共職業安定所長が再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次のいずれにも該当する求職者</li> <li>・就職のため、他地域への移動の意思があり、かつ、移動することが環境上からも可能である者</li> <li>・その者が有している技能、経験、健康その他の状況からみて、広域職業紹介活動による職業のあっせんが可能である者</li> <li>・その者が有している技能、経験等からみて当該地域内において短期間内に就職することが可能であると認められない者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次のいずれかに該当する求職者であって、公共職業安定所長が再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの</li> <li>①就職困難な者以外の特定受給資格者又は特定理由離職者（期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がない者に限る。）であって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)難病患者、発達障害者等</li> <li>(2)雇用されていた適用事業が災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者等（災害救助法、激甚災害法が適用された地域に居住する者）</li> </ul> </li> <li>②就職困難な者であって①(2)に該当するもののうち、激甚災害に指定され、職業に就くことが特に困難であると認められる地域に居住する者</li> </ul>
対象地域となる基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直近一箇月で以下の基準のいずれにも該当する地域</li> <li>①有効求職者割合が、平成21年1月時点の全国の有効求職者割合以上</li> <li>②有効求人倍率が、平成21年1月時点の全国の有効求人倍率以下</li> <li>③基本手当受給率が、平成21年1月時点の全国平均値以上</li> <li>④地域指定を行う際には、当該地域の求職活動の実態を考慮することとし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自所管内の就職率が50%以上の場合：自所が①～③の基準を満たす場合に指定</li> <li>・自所管内の就職率が50%未満の場合：自所以外で就職者が一番多い安定所が①～③の基準を満たしている場合に指定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域職業紹介の対象地域※のうち、以下のいずれかの地域</li> <li>①直近4月間の雇用保険の受給率が全国平均の2倍以上となる状態が将来にわたって継続するとみられる地域</li> <li>②①の地域に隣接する地域のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業の状況が①の地域の状態に準ずる地域であって、</li> <li>・他の地域において職業に就くことを希望する受給資格者で基本手当の支給を受け終わるまでに職業に就くことが出来ないものが相当数生じると認められる地域</li> </ul> </li> </ul> <p>※最近6ヶ月において有効求人倍率が急速に低下する傾向にある地域等であって、自治体等の地域の関係者の協力も得て広域職業紹介を行う必要があると認められる地域</p>	—
延長可能日数	60日 ※ 所定給付日数が270日又は330日である者は30日	90日	60日（最大120日） 16 ※ 所定給付日数が270日又は330日である者は30日（最大90日）

# 地域延長給付の概要

就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、  
特定理由離職者（暫定措置対象者）又は特定受給資格者

**直近1ヶ月で以下の基準のいずれにも該当する地域に居住する者**

有効求職者割合が、平成21年1月  
時点の全国の有効求職者割合以上

有効求人倍率が、平成21年1月  
時点の全国の有効求人倍率以下

基本手当受給率が、平成21年1  
月時点の全国平均値以上

※ この他、当該地域の求職活動の実態を考慮するための要件（ベッドタウン要件）が設けられている。

再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると公共職業安定所長が認めた受給資格者

**60日延長**

（※所定給付日数が270日又は330日である者は30日）

# 広域延長給付の概要

## 広域職業紹介の対象地域※のうち、以下のいずれかの地域に居住する者

直近4月間の雇用保険の受給率が全国平均の2倍以上となる状態が将来にわたって継続するとみられる地域

左記の地域に隣接し、失業の状態が左記の地域に準ずる地域

※ 最近6ヶ月において有効求人倍率が急速に低下する傾向にある地域等であって、自治体等の地域の関係者の協力も得て広域職業紹介を行う必要があると認められる地域

## いずれにも該当する者

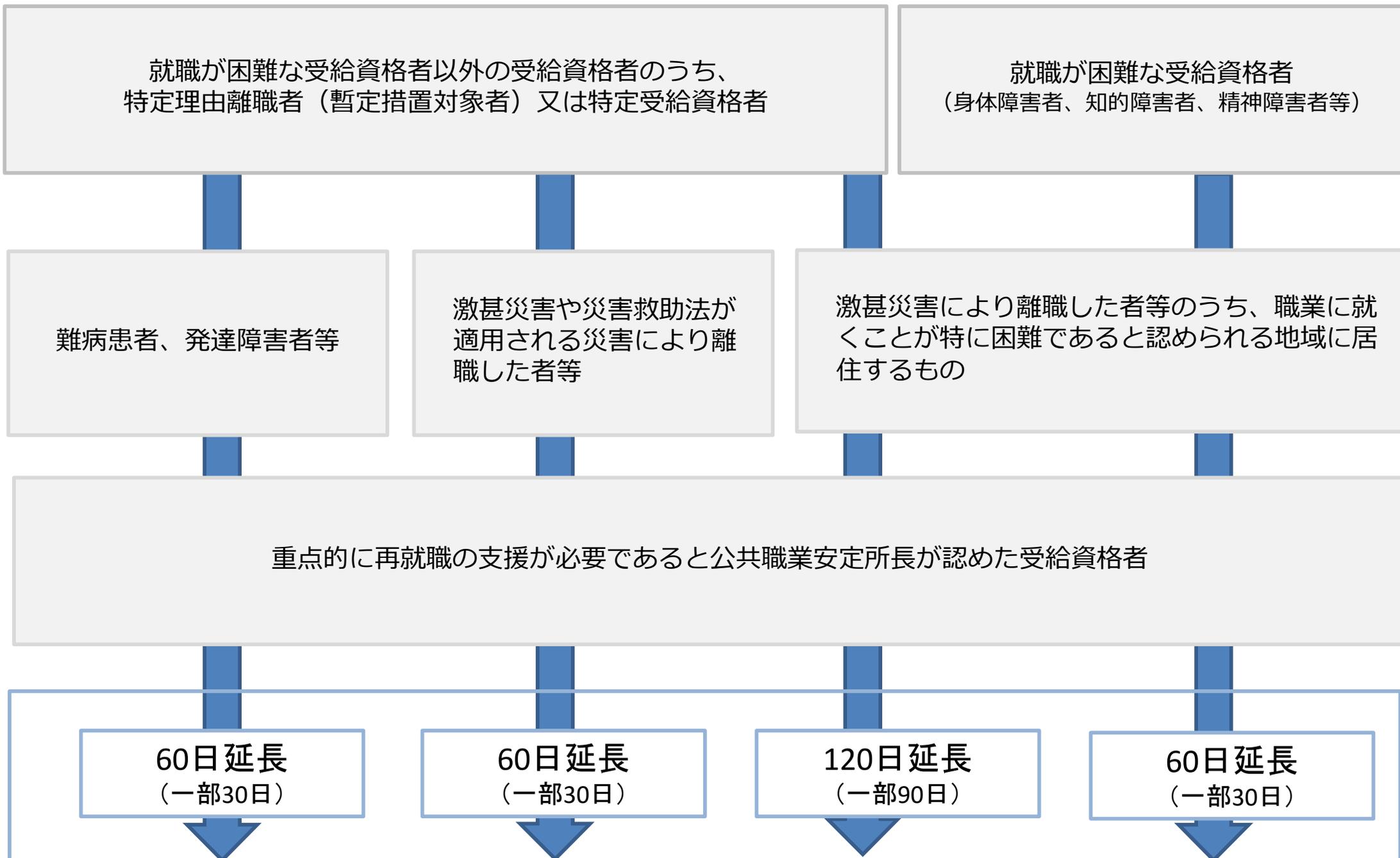
他地域への移動意思があり  
移動が環境上からも可能である者

技能、経験、健康等からみて、  
広域職業紹介による職業の  
あっせんが可能である者

技能、経験等からみて当該地域  
内において短期間内に就職する  
ことが不可能な者

90日延長

# 個別延長給付の概要



※ 激甚災害: 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害で、政令により激甚災害と指定されたもの

# 求職者が広範囲の地域にわたる求職活動をする場合の雇用保険上の制度

## ○ 広域延長給付

雇用状況等から居住地域内での求職者の就業が困難であるため、公共職業安定所等が広域職業紹介活動を行う地域の中で、基準に照らして必要があると認める地域において、受給資格者に対して所定給付日数を延長

## ○ 移転費

公共職業安定所等の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族の移転に要する費用を支給

## ○ 広域求職活動費

公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、交通費及び宿泊料を支給

## (参考) 移転費・広域求職活動費の概要

### ○ 移転費

公共職業安定所等の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族の移転に要する費用が支給される。

#### (1) 支給要件

- ① 安定所等が紹介した職業に就くため、又は安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、住所又は居所を変更する場合
- ② 通勤時間が往復4時間以上である場合等により、安定所が住所又は居所の変更が必要と認める場合

#### (2) 支給額

次の費用の合計額が支給される。

- ① 旧居住地から新居住地までの移動に要する、本人及び随伴する親族の鉄道賃・船賃・航空賃・車賃
- ② ①の距離及び親族の随伴の有無に応じた移転料
- ③ 親族の随伴の有無に応じた着後手当

### ○ 広域求職活動費

公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合に、交通費及び宿泊料が支給される。

#### (1) 支給要件

- ① 安定所が紹介する遠隔地の求人事業所の常用求人に応募し、その事業所を訪問して面接する場合
- ② 本人の住所・居所を管轄する安定所と、訪問する求人事業所の所在地を管轄する安定所との距離が、鉄道で往復200km以上ある場合

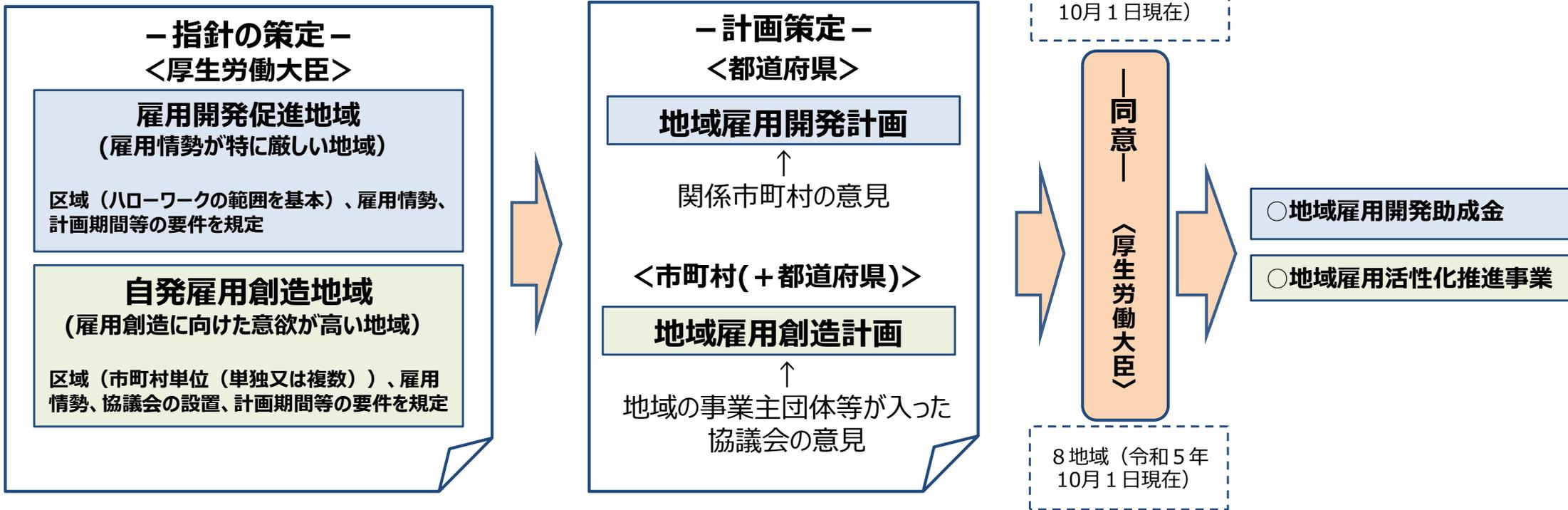
#### (2) 支給額

- ① 交通費：本人の住所・居所を管轄する安定所と、訪問事業所を管轄する安定所との往復に要する運賃（鉄道賃・船賃・航空賃・車賃）
- ② 宿泊料：①の距離と訪問事業所数に応じて定められた宿泊料（1泊8,700円又は7,800円）

※ 鉄道で往復400km以上の場合に限る。

# 地域雇用対策について

## ○ 地域雇用開発促進法の枠組み



## ○ 主な施策

### 【地域雇用開発促進法等に基づく支援】

#### ○ 地域雇用開発助成金

雇用開発促進地域 (雇用情勢が特に厳しい地域) 等への支援として、事業所の設置・整備と地域求職者等の雇入れを行う事業主に対して助成

#### ○ 地域雇用活性化推進事業

自発雇用創造地域 (雇用創造に向けた意欲が高い地域) 等への支援として、地域の特性を活かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保等の取組を、市町村を中心とした地域の協議会に対して委託

### 【その他の雇用開発が必要な地域などに対する支援】

#### ○ 地域活性化雇用創造プロジェクト

地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県に対して事業費を補助

# 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

## 1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

### 対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上</li> <li>(2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下</li> </ul> </li> <li>○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域</li> </ul>
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

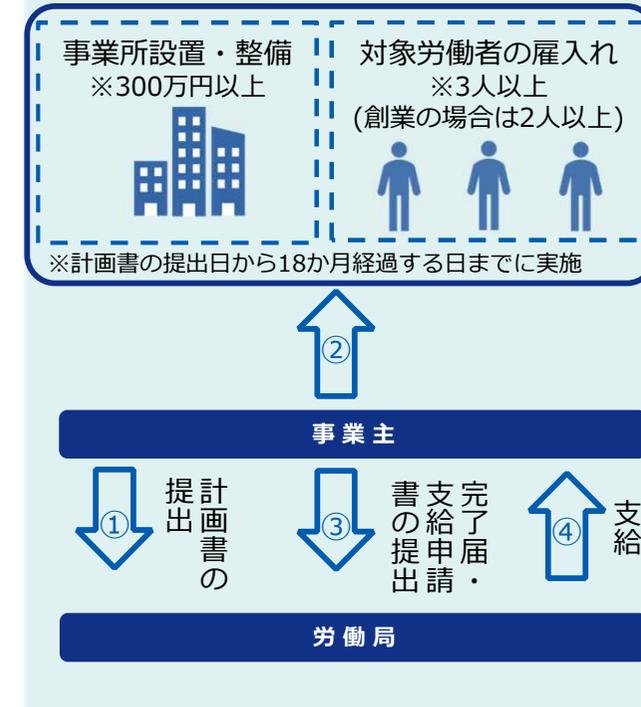
### 助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)~4人 (注)括弧は創業の場合	5~9人	10~19人	20人~
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

### スキーム



### 実施主体

都道府県労働局

### 実績

令和4年度支給額：8億円

# 地域雇用活性化推進事業

## 1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

## 2 事業の概要

- 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
- 地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜

【実施規模】各年度4千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円/加算（加算上限1億円/年））

【実施期間】3年度以内 【事業実績（就職件数等）】3,013人（令和4年度）

## 3 事業のスキーム・実施主体等

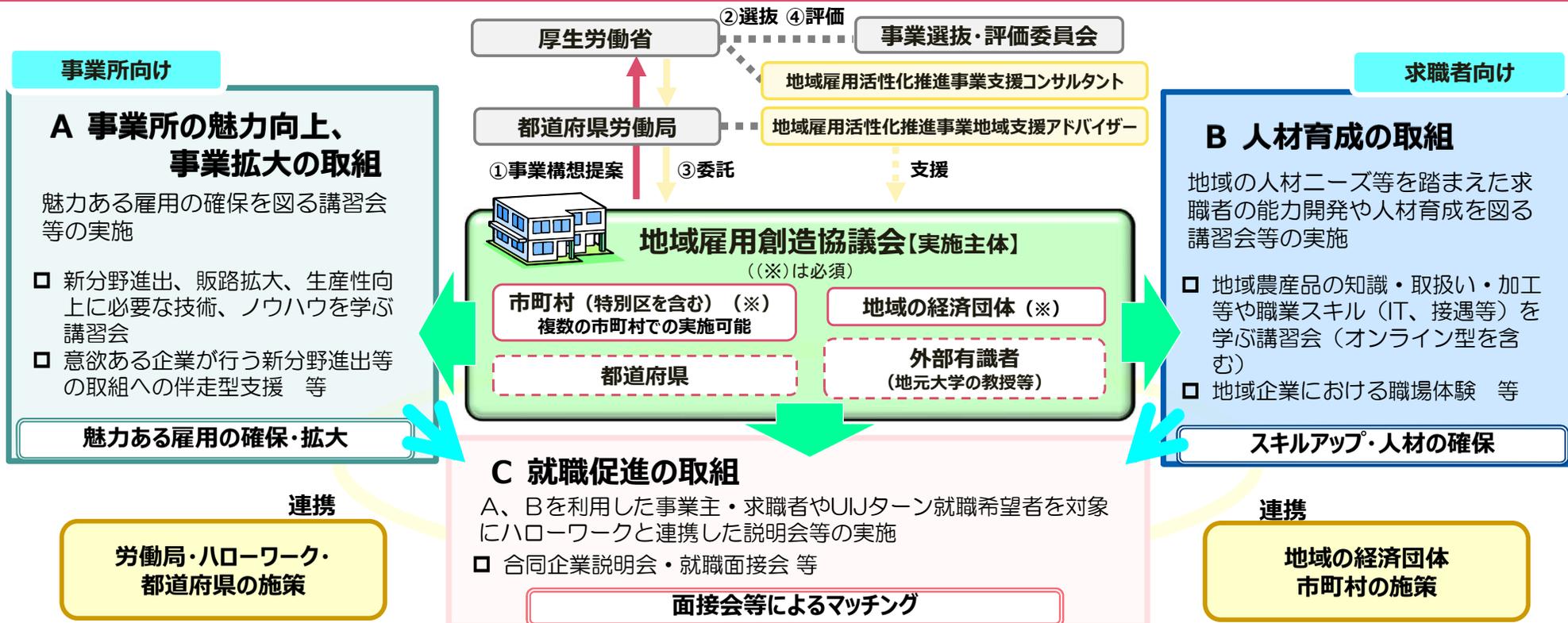
### 対象地域

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00。0.67未満である場合には0.67）以下であること
- ② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域



# 地域活性化雇用創造プロジェクト

## 1 事業の目的

地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成・就職促進等の事業を一体的に実施することにより、地域における良質な雇用の実現を図る。

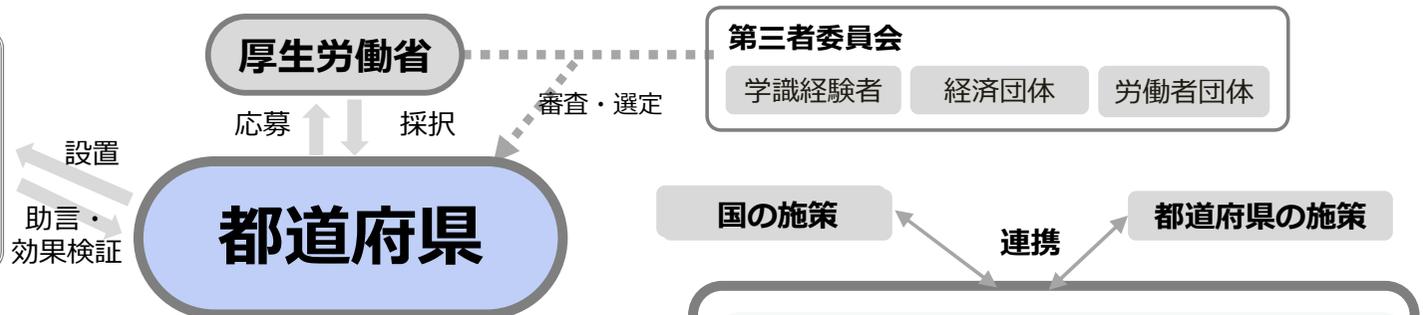
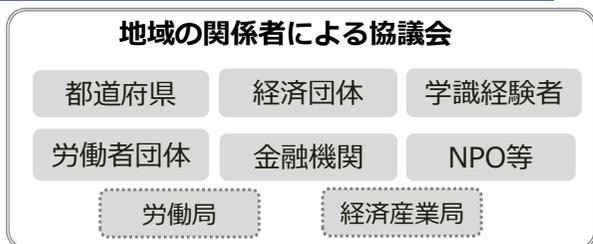
## 2 事業の概要

- 都道府県が、地域雇用の現状や課題、地域の関係者の意見等を踏まえ、テーマを任意に設定し事業を企画、地域の関係者による協議会の了承を得て応募
- 第三者委員会による審査を経て事業効果が高い都道府県の企画提案を採択
- 都道府県は採択された企画提案に基づき事業を実施  
※アウトカム目標の達成状況により、事業の見直しを実施（毎年度）

【実施規模】都道府県に対し、事業費の8割を補助（補助上限2億円/年）

【実施期間】最大3年間 【事業実績】正社員就職件数等：10,473人（令和4年度）

## 3 事業スキーム・実施主体等



### A 事業主向け支援

労働環境の整備  
事業所の魅力向上  
生産性の向上 等



例：

- 働き方改革の取組に対する個別支援
- 雇用管理改善、職域開発セミナー
- 魅力的な求人募集に係る相談支援
- 生産性向上、新分野進出、業種転換等に向けた専門家派遣や伴走型支援

魅力ある雇用機会の確保・拡大

※テーマ例（複数選択可）

- DX推進
- UIターン
- 人材不足分野
- 成長分野
- 女性・高齢者
- 事業転換・継承

A・B・Cを一体的に実施

### C 就職促進支援

- 合同企業説明会・就職面接会、オンライン面接会
- 専門相談員による就職支援・求人情報提供・情報発信 等

### B 求職者・労働者向け支援

職業意識の啓発  
スキル・資格の取得支援  
インターンシップの実施 等



例：

- 個々の段階に応じた職業意識啓発セミナー
- 新たなスキル取得に向けた講習会や研修実施
- 地域企業におけるインターンシップや職場体験講習

企業ニーズに合った人材育成

地域における良質な雇用

# 就業促進手当関係

# 就業手当・再就職手当・就業促進定着手当の概要

	就業手当	再就職手当	就業促進定着手当
概要	<p>受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額を支給（<b>再就職手当の対象とする就職を除く。</b>）</p>	<p>受給資格者が<b>安定した職業</b>（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合に支給残日数の60%又は70%に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給</p>	<p>基本手当受給者が早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6か月分を支給</p>
対象者	<p>所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした受給資格者</p>	<p>所定給付日数の3分の1以上を残して安定した職業に再就職した受給資格者</p>	<p>再就職手当の受給者が再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者</p>
給付	<p>基本手当日額の30%相当額</p>	<p><b>支給残日数の60%</b>（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合は<b>70%</b>）に基本手当日額を乗じた額の一時金</p>	<p>（離職前の賃金日額－再就職後の賃金日額に相当する額）に再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数を乗じて得た額の一時金</p> <p>※基本手当支給残日数の<b>40%相当額</b>（再就職手当として支給残日数の70%が支給された場合は、<b>30%相当額</b>）が上限</p>

# 再就職手当及び就業促進定着手当の双方を受給した場合の上限

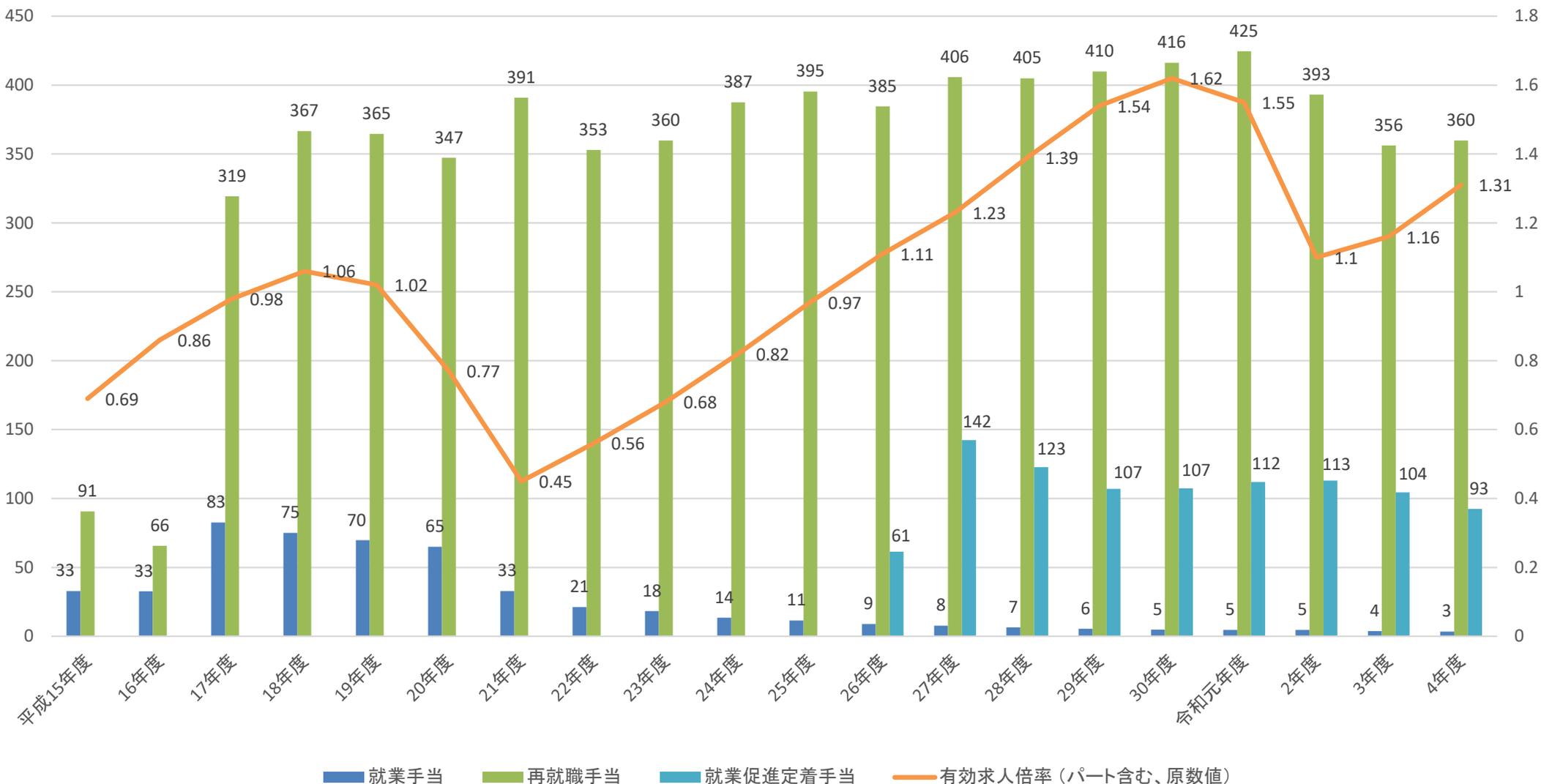
		平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)	平成26年改正 (同年4月施行)	平成28年改正 (平成29年1月施行)
給付額	再就職手当	支給残日数の1/3分	支給残日数の30%分	所定給付日数 1/3以上： 支給残日数の40%  所定給付日数 2/3以上： 支給残日数の50%	所定給付日数 1/3以上： 支給残日数の50%  所定給付日数 2/3以上： 支給残日数の60%	→	所定給付日数 1/3以上： 支給残日数の60%  所定給付日数 2/3以上： 支給残日数の70%
	就業促進定着手当	—	—	—	—	再就職手当受給者であつて、6月間職場に定着した場合、離職前賃金からの低下分（6月分）を追加支給  ※支給残日数の40%分を上限	→  ※所定給付日数1/3以上で再就職した場合、支給残日数の40%分を、所定給付日数2/3以上で再就職した場合、支給残日数の30%分を上限
	双方受給時の上限	30%	30%	所定給付日数1/3以上で再就職した場合： 支給残日数の40%分  所定給付日数2/3以上で再就職した場合： 支給残日数の50%分	所定給付日数1/3以上で再就職した場合： 支給残日数の50%分  所定給付日数2/3以上で再就職した場合： 支給残日数の60%分	所定給付日数1/3以上で再就職した場合： 支給残日数の90%分  所定給付日数2/3以上で再就職した場合： 支給残日数の100%分	所定給付日数1/3以上で再就職した場合、所定給付日数2/3以上で再就職した場合ともに、支給残日数の100%分

※再就職手当及び就業促進定着手当の支給額の算定に当たって用いられる基本手当日額は上限額が設けられている（令和5年8月以降の上限額は6,290円（60～64歳は5,085円））。

# 就業手当・再就職手当・就業促進定着手当・有効求人倍率の推移

- 近年、再就職手当の受給者数はおおむね有効求人倍率の推移と連動した動きをみせているが、就業促進定着手当の受給者数はこのような関係がみられない。
- 就業手当の受給者数は有効求人倍率にかかわらず、減少傾向であり、極めて少数。

(単位：千人)



※1 令和4年度については速報値  
 ※2 就業手当、再就職手当、就業促進定着手当は(初回)受給者数の推移  
 ※3 有効求人倍率は、パートを含む、原数値

# 転職入職者の賃金変動状況別割合（年齢階級別）

○ 転職入職者の賃金変動状況別割合（令和4年雇用動向調査）を見ると、賃金が減少した者の割合は33.9%となっており、年齢が高いほどその割合は高い傾向がある。

## 転職入職者の賃金変動状況別割合（年齢階級別）

